

丸森町災害公営住宅・町営住宅整備方針（概要）

1 整備方針の作成趣旨

計画的かつ迅速に被災者の生活再建が図られるとともに、将来にわたり安心して暮らせる住環境の提供を目的として作成する。

2 整備方針

災害公営住宅等の整備に当たっては、上記の「整備方針の作成趣旨」の考え方に加え、「第五次丸森町総合計画」や「丸森町復旧・復興計画」等に基づき、今般の災害からの復旧のみならず、将来のまちづくりを見据え、以下の項目を重視した整備に努める。

- (1) 多様な世帯に対応した活気ある未来の創造
- (2) 災害に強いまちづくりと連動した安全の確保
- (3) 町産材の活用・地元業者への発注による産業の活性化
- (4) 丸森の風土と環境への配慮による住環境の向上

3 整備概要

(1) 整備地区・戸数（計画）

住宅等名称	整備地区	整備戸数	構造・階層	備考	（参考）	
					被災前戸数 （解体戸数）	被災時 入居戸数
災害公営住宅	神明地区	50	RC造中層階 木造低層階	新設	—	—
鳥屋住宅	神明地区	0	—	集約	15	9
神明住宅	神明地区	90	RC造中層階 木造低層階	建替え	106	92
竹谷住宅	竹谷地区	20	木造低層階	建替え	21	17
合計		160			142	118

※今後も継続して意向調査を実施し、整備戸数や構造等を決定する

- (2) 住戸タイプ：1LDK(2DK)約 50%（45～60㎡）
2LDK(3DK)約 40%（55～70㎡）
3LDK(4DK)約 10%（65～80㎡）
- (3) 整備手法：協議会方式により整備し、完成後に町が買取
※森林組合や町内事業者で施工できる体制（協議会）を構築し、「オール丸森」による整備を推進
- (4) 整備期間：令和2～3年度
※令和4年度当初より入居開始を目標
- (5) その他：被災した町営住宅は令和2年度中に解体・撤去